

鹿児島県における小規模事業場の定期及び特殊健康診断の実施状況とその支援策に関する調査研究

主任研究者 鹿児島産業保健推進センター 所長 松下 敏夫
 共同研究者 鹿児島産業保健推進センター 相談員 瀬戸山 史郎
 鹿児島産業保健推進センター 相談員 竹内 亨
 鹿児島産業保健推進センター 相談員 橋口 良紘
 鹿児島産業保健推進センター 相談員 川原 裕一
 霧島温泉労災病院 内科部長 長濱 吉幸
 鹿児島県医師会産業保健担当理事 池田 徹
 鹿児島市医師会産業保健担当理事 松本 清志
 大島郡地域産業保健センター コーディネーター 吉田 英和

1. はじめに

法的に義務づけられて定期及び雇入れ時健康診断や特殊健康診断は、特に小規模事業場においては、必ずしも適切に実施されていないことが指摘されている。本調査研究では、鹿児島県におけるその実態と問題点を把握するとともに地域産業保健センターや、その他の労働衛生機関における効果的な支援策を樹立するための基礎的資料を得る目的で、調査を実施した。

2. 調査対象及び方法

鹿児島県下の労働者数が30人以上50人未満の規模の事業場に対する調査票の郵送法による悉皆調査、鹿児島県内で健診活動を行っている代表的な健診機関(3機関)側からみた実態調査、及びこれを補完するケース・スタディ(19事業場)を行った。

3. 調査成績

(1) 調査事業場数

調査票の送付実数 1,468 事業場のうち、有効回答数は 682 事業場 (回収率: 46.5%) で、そのうち、30人以上50人未満の事業場は 381 (55.9%) に過ぎなかった。

(2) 雇入れ時健康診断実施率

該当なしと回答した事業を除く 283 事業場のうち 74.6%、海外派遣労働者では該当する 175 事業場のうち約 2.9% と極めて低く、給食従業員でも 223 事業場のうち 40.4% に留まった。

(3) 定期健康診断実施率

381 事業場のうち 368 事業場 (96.6%) と比較的良好であったが (表 1)、従業員の定期健康診断受診率 95% 以上の事業場は 77.7% に過ぎず、異常所見への事後保健指導の依頼も少なく、特に地域センターの利用は極めて少ない。(図 1)

表 1 規模別定期健康診断の実施状況

	常用労働者数				計
	1~9人	10~29人	30~49人	50人以上	
実施	16(84.2)	131(94.2)	368(96.6)	138(97.9)	653(96.0)
未実施	3(15.8)	8(5.8)	13(3.4)	3(2.1)	27(4.0)
全体	19(100.0)	139(100.0)	381(100.0)	141(100.0)	680(100.0)

() 内: %

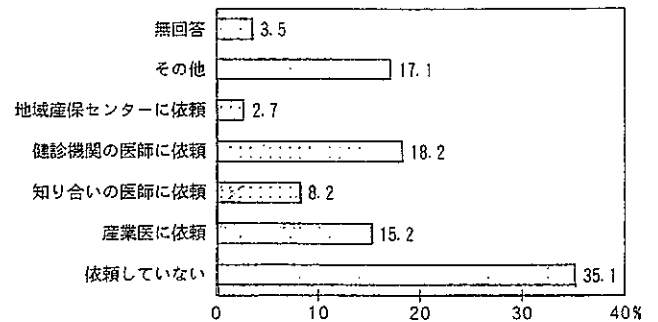


図 1 健診後の異常所見者への保健指導の依頼状況 (N = 368)

(4) 衛生推進者及び有害業務に携わる作業主任者の選任状況

法的に義務づけられている衛生推進者や有害業務に携わる作業主任者の選任状況は、それぞれ 56.4 %、57.9 %で、半数近くは法令違反の状態にあり、労働衛生管理体制は不備である。(表 2)

表 2 規模別有害業務に係る作業主任者の選任状況

	常 用 労 働 者 数				計
	1~9人	10~29人	30~49人	50人以上	
全部選任	2(50.0)	9(45.0)	33(57.9)	16(72.7)	60(58.3)
一部選任	0(0.0)	7(35.0)	12(21.1)	5(22.7)	24(23.3)
未選任	2(50.0)	4(20.0)	12(21.1)	1(4.5)	19(18.4)
全 体	4(100.0)	20(100.0)	57(100.0)	22(100.0)	103(100.0)

(5) 地域産業保健センターの認知度及び利用状況

50人未満の事業場について行った調査での平成8年度の認知度は全体で30.1%であり、今回は55.8%と約2倍に上昇、利用度も4.1%から14.0%と上昇、利用後の感想も大変役立ったが過半数を占め、否定的な評価はなかった。認知方法ではポスターパンフ、チラシが多かった(図2)。以上の成績から、地域センターを始め関係諸機関のこの5年間の地道な広報啓発活動や相談活動等の積み重ねにより地域センターの業務が次第に認知され利用されつつあることが分かった。

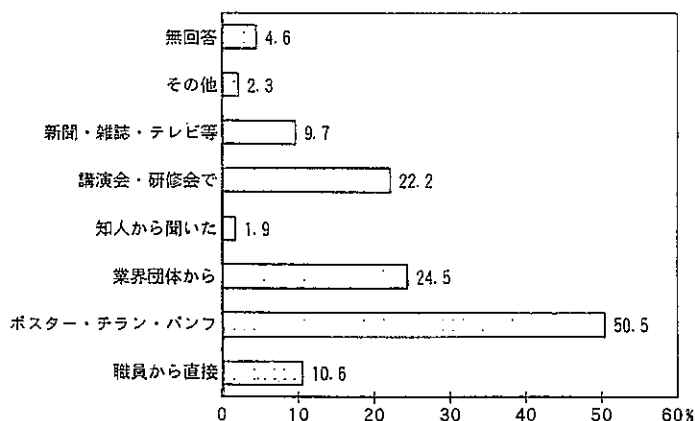


図 2 地域産業保健センターを認知した方法 (N = 216)

4. 小規模事業場の健康診断および事後措置実施上の問題点と改善策

健康診断を円滑に実施する上で、今回、事業主および受診者のみならず健診機関側にも種々の問題があることが明らかになった。まず、事業主に法定の健康診断、特に特殊健康診断の検診内容あるいは項目および実施義務、労働衛生管理体制の確立、衛生推進者の選任義務等についての認識・理解が不足しているが、小規模事業場では監督署への報告義務がないことも一因と考えられる。これに対する改善策として、行政および業界団体等の広報・啓発の強化による法的義務の認知の徹底並びに行政指導による小規模事業場の労働衛生管理体制の整備が急がれる。

健診機関側からの問題点としてあげられた一事業場単位の受診者数が少ないことから、健診コストと採算面の不一致や、健診日程の調整が困難なことに対して、健診機関が健診を実施しやすい条件整備が必要である。

ケース・スタディで得られた「仕事が忙しく巡回検診を受けられない」「業務上の理由で同一日に全従業員が受診することが困難」などの情報に対しては、小規模事業場周辺の一般医療機関における受診要望への対応を可能にするなどの健診機関側の対応が必要である。健康診断の事後措置が必ずしも充分に行われていないことに対しては、地域センターを利用してもらうための広報・啓発をより一層充実させる必要がある。健診料金については、高すぎる、受診機関による差異がある、政管健保による補助希望などの種々の意見が出されたが、健康診断を円滑に実施する上で、今後の検討課題である。